

平成27年度 地域包括支援センターの運営方針等について

第1 平成27年度 地域包括支援センター運営方針（案）

第2 平成27年度 地域包括支援センターの体制等

第3 地域における医療・介護・福祉の連携強化に向けた地域ケア会議の
充実

第4 地域包括支援センターの運営状況

第1 平成27年度 地域包括支援センター運営方針（案）

1 基本方針

（1）地域の高齢者の実態把握，支援

単身高齢者世帯への全戸訪問等を通じて，高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況等の実態を見極め，支援が必要な高齢者を把握し，適切な支援に繋げていく。

当該取組により得られた効果的な支援につながった事例等の蓄積を進めるとともに，個別ケースへの対応を通して地域課題の把握を行う。

（2）医療をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化

地域の多職種の関係機関と連携し，医療・介護・福祉等の様々なサービスを有機的に組み合わせ，適切に提供できるよう，地域課題への対応を行う地域ケア会議（主に日常生活圏域レベル）を新たに実施することにより，多職種連携も含めた，地域におけるネットワークの充実・強化に取り組む。

（3）介護予防事業の推進

地域住民の健康づくり，社会参加に繋げるためにも，地域における介護予防の促進を図る必要がある。二次予防事業対象者のケアマネジメント及び介護予防の普及啓発に積極的に取り組むとともに，総合的な介護予防の取組を展開している地域介護予防推進センターへの連携・支援を行う。

（4）権利擁護に関する連携・支援

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し，安心して生活を送るために，困難な状況に陥った高齢者に対しては，専門的・継続的な視点からの救済・支援の手が差し伸べられなければならない。高齢者虐待等の個別ケースに適切に対応するとともに，常日頃から早期発見，発生予防に取り組む。

（5）認知症の人や家族に対する支援体制の構築

認知症の人には，なるべく早くに認知症の症状に「気づき」，専門機関に「つなぎ」，そして医療や介護サービス等が切れ目なく提供される支援体制が必要である。

多職種による関係機関との連携のもとで，地域全体で認知症の人や家族を「支え」ていけるよう，仕組みの構築に取り組む。

（6）地域資源（生活支援サービス等）の把握・分析や情報共有

高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため，地域の多様な主体による地域資源（生活支援サービス等）の把握・分析や情報共有に積極的に取り組む。

2 重要取組事項

(1) 地域の高齢者の実態把握、支援

- ア 地域福祉組織等と連携した単身高齢者世帯への効果的・継続的な訪問活動の実施及び適切な支援につなげることでできた事例等の蓄積
- イ 地域福祉組織をはじめとする地域の様々なネットワークを活用した実態把握、見守り活動の促進支援
- ウ 個別ケースの地域ケア会議等を活用した適切な支援の実施
- エ 個別ケースの支援の積み重ねによる地域課題の把握、整理、分析

(2) 医療をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化

- ア 地域福祉組織との連携・支援のもと地域特性・特徴を活かした見守りネットワークの強化（地域福祉組織中心の地域ケア会議の継続実施）
- イ 認知症をはじめ地域の医療・介護・福祉の更なる連携の推進に基づく、地域課題・ニーズに対応するための多職種の関係機関との連携体制の構築（日常生活圏域レベルの地域課題の検討を行う地域ケア会議の実施）
- ウ 区・支所地域包括支援センター運営協議会（区・支所レベルの地域課題への対応を行う地域ケア会議）等との相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

(3) 介護予防事業の推進

- ア 介護予防の普及啓発
- イ 地域介護予防推進センターとの連携
- ウ 多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見・早期対応
- エ 個別性や個性を重視した適切なケアマネジメントの実施

(4) 権利擁護に関する連携・支援

- ア 高齢者虐待や困難事例に関する連携・支援
- イ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防の取組
- ウ 地域の関係機関と連携した消費者被害等に関する迅速な情報共有の促進

(5) 認知症の人や家族に対する支援体制の構築

- ア 徘徊時の早期発見や事故の未然防止のための、徘徊模擬訓練の実施や身近な地域ネットワークの構築
- イ 地域の医療・介護等関係機関との連携による、認知症に対する正しい理解の啓発や早期発見・相談・支援をスムーズに実施できる仕組みづくり

(6) 地域資源（生活支援サービス等）の把握や情報共有・分析

- ア 高齢者の多様な生活支援ニーズに対応した地域資源（生活支援サービス等）の把握・分析
- イ 地域の多様な関係機関との連携による地域資源（生活支援サービス等）の情報共有

＜「平成27年度 地域包括支援センター運営方針」策定に当たっての考え方＞

- 京都市においては、平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間とする「第6期京都市民長寿すこやかプラン」において、地域ケア会議を軸とする地域での支援ネットワークの強化、認知症の人やその家族、一人暮らし高齢者等の地域での暮らしを支援する仕組みづくりに取り組むこととしている。
- 地域包括支援センター創設以降、地域（主に学区単位）で民生委員・児童委員、老人福祉員をはじめとする地域福祉組織と連携し、高齢者を見守る支援体制の構築を重点的に行う地域ケア会議に取り組んできた。
- 平成24年度からは、一人暮らし高齢者への全戸訪問活動を開始し、地域の高齢者の実態把握を進めるとともに、個別ケースの支援内容を検討する地域ケア会議を実施するなど、個別支援の充実にも積極的に取り組んできた。
- これらを踏まえ、「平成27年度運営方針」においては、これまで取り組んできた地域ケア会議や一人暮らし高齢者への全戸訪問活動の継続的な実施に加え、個別支援を含めた実態把握から地域課題を的確に把握し、医療をはじめとする地域の多職種の関係機関と連携し、認知症の人やその家族等への支援体制の構築をはじめとする地域課題への対応を行う地域ケア会議（主に日常生活圏域）を新たに組み込んでいくことにする。

また、高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、要支援の方をはじめ必要な方に必要なサービス等を適切に提供していけるよう、地域の多様な主体による地域資源（生活支援サービス等）の把握・分析や情報共有に積極的に取り組んでいくことにする。

第2 平成27年度 地域包括支援センターの体制等

「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」等に基づき，各センターには，包括的支援事業を適切に実施するため，担当圏域の第1号被保険者数及びそのうちの単身世帯数に応じて，保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員の資格を有する職員（専門3職種）を各1名以上，常勤・専従で配置している。

特に，平成24年度からは，地域の高齢者の実態把握，地域のネットワークの充実・強化のため，全センターに1人ずつ，体制強化のための職員を追加で配置するなど，必要に応じて適切な体制の確保に努めている。

1 人員配置基準

担当圏域の 第1号 被保険者数	3,000人未満		3,000人以上6,000人未満		6,000人以上8,000人未満		8,000人以上
上記のうちの 単身世帯数	950世帯 未満	950世帯 以上	1,900世帯 未満	1,900世帯 以上	2,500世帯 未満	2,500世帯 以上	—
専門3職種 (保健師， 社会福祉士， 主任介護支援専門員)	2人	3人	3人	4人	4人	5人	5人
体制強化 (専門3職種又は 介護支援専門員)	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
合計	3人	4人	4人	5人	5人	6人	6人

<参考：国基準>

担当圏域の 第1号 被保険者数	3,000人未満	3,000人以上6,000人未満	6,000人以上8,000人未満	8,000人以上
専門3職種 (保健師， 社会福祉士， 主任介護支援専門員)	2人	3人	4人	5人

2 人員体制

人員体制		箇所数	センター名
専門3職種	体制強化		
2人	1人	1箇所	京北
3人	1人	20箇所	(省略)
4人	1人	28箇所	終野 ，小川， 仁和 ，左京南，左京北，岩倉，修学院，白川，朱雀，西ノ京，本能，御池，大宅，日ノ岡， 東九条 ， 陶化 ，嵯峨，花園， 嵐山 ， 葛野 ，西京・北部，桂川，西京・南部，境谷， 久我の杜 ，桃山， 深草・北部 ，深草・南部
5人	1人	12箇所	原谷 ，紫竹， 音羽 ，勸修，唐橋，常磐野，西院， 查掛 ，下鳥羽， 向島 ，醍醐・南部，醍醐・北部

※ **下線**は，高齢者人口等の増加に伴い，平成27年度から1人増員するセンター

3 運営委託料(単位：円)

専門3職種	基本委託料		体制強化のための追加委託料		介護予防普及啓発委託料	地域ケア会議の実施に係る委託料(新規)	二次予防事業対象者ケアプラン新規作成委託料(実績払)
	人件費相当分	事務費相当分	人件費相当分	事務費相当分			
2人	10,000,000	500,000	5,000,000	500,000	300,000	1圏域当たり 50,000	1件当たり 3,000
3人	15,000,000						
4人	20,000,000						
5人	25,000,000						

<参考：人員体制の推移>

年度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
専門3職種	2人(箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3人(箇所)	57	49	47	44	41	41	38	34	28	20
	4人(箇所)	2	10	13	16	18	17	19	23	24	28
	5人(箇所)	—	—	—	—	1	2	3	3	8	12
	合計(箇所)	60	60	61	61	61	61	61	61	61	61
職員数(人)		181	189	195	198	202	203	207	211	222	234
体制強化のための追加配置職員数(人)		—	—	—	—	—	—	61	61	61	61
職員数合計(人)		181	189	195	198	202	203	268	272	283	295

第3 地域における医療・介護・福祉の連携強化に向けた地域ケア会議の充実 ＜平成27年度新規＞

1 事業内容

平成27年度は、医療・介護・福祉の更なる連携を図るため、日常生活圏域を単位とする「地域ケア会議」を新たに設置し、地域の医療機関をはじめとする多職種の関係者の参画のもと、個々の方への支援を起点として、地域のネットワーク構築や、地域で必要とされるサービスの把握や対応等につなげる。

また、これまで学区ごとの地域ケア会議、区・支所単位、全市単位で実施していた会議を、機能別・エリア別に再構築することで、「地域ケア会議」を軸とした「京都市版地域包括ケアシステム」の構築を一層進める。（別紙参照）

（1）日常生活圏域を単位とする地域ケア会議の新設

地域の医療等関係機関の参画により、医療、介護、福祉の更なる連携を図り、組織的・効果的な支援ネットワークの構築や、地域課題への対応が行えるよう、日常生活圏域を単位とする地域ケア会議を新設する。

（2）地域における在宅医療・介護の連携の推進

在宅医療・介護の連携の着実な取組を推進するため、地域の医療をはじめとする多職種の関係機関を巻き込んだ医療・介護連携を推奨・強化する。

（3）高齢サポートへの支援の充実

新たに取り組む日常生活圏域レベルでの地域ケア会議を、実効性のあるものにするため、現行の高齢サポート初任者・現任者研修等に加え、管理責任者を対象とする研修を新設する。

平成27年度当初予算額 10,000千円

第4 地域包括支援センターの運営状況

1 相談件数

平成25年度の相談件数は約25万件（1センター当たり平均約4,000件）に達しており、そのうち、予防給付等の介護予防に関する相談件数が全体の約半分を占めている。相談人数は約14万人（1センター当たり平均約2,000件）に達しており、平成22年度との比較では28%増加している。

平成26年度上半期は、相談件数、相談人数ともに、平成25年度を上回るペースで推移している。

年度	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容 別件数 (延べ) a	うち、 介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち 虐待相談
22年度	239,203	282,355	153,701	54.4%	110,294	1,069
23年度	235,352	275,758	148,470	53.8%	116,861	1,159
24年度	242,541	283,893	153,959	54.2%	124,611	1,192
25年度	254,019	291,321	155,428	53.4%	141,161	1,430
26年度 (上半期)	128,234	148,437	79,006	53.3%	74,028	742

2 区・支所地域包括支援センター運営協議会

センターの適正かつ円滑な運営、公正・中立性の確保を目的として、各区・支所の福祉事務所が主催し、医療、介護、福祉に関する各種団体の参画を得て、各センターの事業計画及び事業報告、その他、区・支所単位での連携体制の構築等に関する協議を行っている。

年度	開催回数
22年度	40回
23年度	41回
24年度	40回
25年度	39回
26年度	38回

3 区・支所地域包括支援センター運営会議

各区・支所の福祉事務所が主催し、福祉事務所からの情報提供、センター間の情報共有等を行っている。

年度	開催回数
22年度	143回
23年度	145回
24年度	142回
25年度	140回
26年度（上半期）	72回

4 専門職員会議

センター職員が抱える課題の共有，センター職員の資質向上を目的として，各区・支所単位で，専門職ごとに保健師看護師部会，社会福祉士部会，主任介護支援専門員部会を開催し，各区・支所管内の他センター職員との情報共有，連携した取組に関する協議等を行っている。

年度	開催回数
22年度	403回
23年度	419回
24年度	430回
25年度	460回
26年度（上半期）	216回

5 地域ケア会議

地域課題の把握，地域ネットワークの構築を目的として，センターが主催し，主に学区単位で，民生委員・児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会等の地域の関係機関の参画を得て，各団体の活動報告，情報共有等を行っている。

年度	開催回数
22年度	321回
23年度	382回
24年度	695回
25年度	534回
26年度（上半期）	346回

<参考> 地域ケア会議を除く地域関係機関との連携実施数（地域の会議への参加等）

年度	実施回数
22年度	2,707回
23年度	2,497回
24年度	3,085回
25年度	3,179回
26年度（上半期）	1,796回

6 一人暮らし高齢者全戸訪問事業の活動実績

(1) 概要

支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援に繋げていくため、平成24年度から、市内在住の65歳以上のすべての一人暮らし高齢者（約7万人）を対象にセンター職員による年1回の訪問活動を実施している。

(2) 平成26年度実施状況（速報値）

平成26年度は、前年度に面談できなかつた人に重点を置き、訪問の時間帯や連絡方法などに工夫を加え、粘り強く働きかけを行っている。

前年度に既に一巡しているため、計画的・効率的に、平成26年4月から12月までの9箇月間で、約5.4万人への訪問活動が実施できており、前年度よりも面談に至る人の割合が高くなっている。

<平成26年度 訪問活動実績（平成26年4月～12月の9箇月間）>

	面談実施	面談辞退	接触継続中	合計
人数（人）	21,632	18,545	13,750	53,927
割合（％）	40.1	34.4	25.5	100.0

面談実施：自宅等で面談を実施した人

面談辞退：担当ケアマネジャー等の定期的な訪問があるから、まだ元気だから等の理由で面談を辞退した人

接触継続中：訪問のお知らせを郵送しても連絡がなく、その後、自宅に訪問したものの、接触ができず、面談に至っていない人

(参考) <平成25年度 訪問活動実績>

	面談実施	面談辞退	接触継続中	合計
人数（人）	28,175	24,507	19,931	72,613
割合（％）	38.8	33.8	27.4	100.0

(3) 接触継続中の人への対応

訪問のお知らせ文書の送付、自宅への訪問を実施したものの、本人と接触ができず、面談に至っていない接触継続中の人に対しては、訪問の時間帯や連絡方法などに工夫を加え、引き続き、面談に向けた働きかけを行っている。

なお、自宅への訪問の際には、家屋・庭等の手入れがされているか、郵便物がたまっていないか等を確認するほか、民生委員・児童委員、老人福祉員等が把握しているかどうかを確認するなどにより、支援が必要な状態で孤立していないかどうかの安否確認を行っている。

【別紙】 地域ケア会議の機能別・エリア別体系図

